

厚生労働省における 地方創生に係る取組について

平成31年 3 月 5 日
厚生労働省

厚生労働省における地方創生に関する取組

雇用制度・雇用対策に関する 取組内容

- 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等
- 若年雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進、「正社員転換・待遇改善実現プラン(5か年計画)」に基づく取組の推進
- 「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進
- 障害特性に応じた就労支援の推進等
- 多様な正社員の普及・拡大のための好事例収集や周知・啓発、勤務地限定正社員制度を導入する企業等に対する助成を実施
- 移住支援金受給者を採用した事業主に対して、採用活動経費の一部を助成する

など

少子化対策に関する 取組内容

- 子育て世代包括支援センターの全国展開による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援
- 小児医療や周産期医療の確保、院内助産・助産師外来の整備や研修、地域における分娩を行う施設の確保等に対しては、地域医療介護総合確保基金等を通じ支援
- 地域型保育事業や、地域子育て支援拠点事業等による住民のニーズに対応した体制の確保
- イクメンプロジェクト(シンポジウムの開催、イクメン企業とイクボスの表彰やHP掲載等)を通じて男性の育児と仕事の両立を積極的に促進

など

医療・介護、福祉サービスの 基盤整備に関する取組内容

- 地域における高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策(運動、口腔、栄養等)や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討
- 地域医療構想を含む第7次医療計画及び第7期介護保険事業計画等の基で、病床の機能分化・連携、在宅医療や介護の推進に係る施策を推進
- 多様かつ複雑な課題を抱える方に伴走し、自立につなげていくため、生活困窮者自立支援法を改正し、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施の努力義務化等を順次施行
- 健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化

など

平成31年度予算案における 地方創生関連の主な事項について

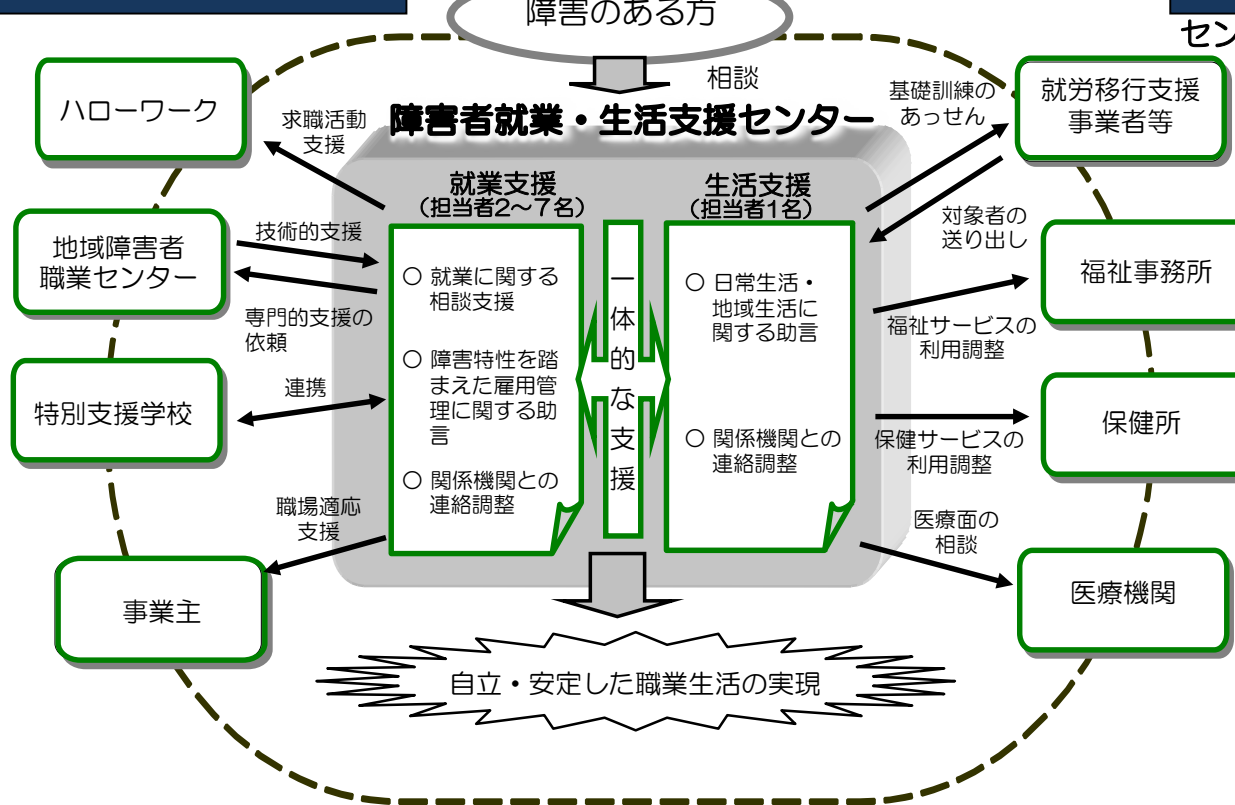
障害者就業・生活支援センター

31年度予定額 83.5億円
30年度予算額 80.2億円

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」による支援を強化する

H31 335センター

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

センター窓口での相談、職場・家庭訪問等を実施。

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・関係機関との連絡調整

<生活面の支援>

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

【29年度実績】

支援対象者数 181,229人
定着率 78.7%

平成31年度の取組

障害があることが窺われる生活困窮者等に対し、関係機関との連携しながら早い段階から伴走型の支援を行い、就労の促進と定着を図る。また、就労におけるピアサポート活動の促進や企業の障害者支援担当者への支援、センターが蓄積したノウハウの移転等により、地域全体における支援水準の底上げを図る。

地域活性化雇用創造プロジェクト

31年度予定額 58.8億円
30年度予算額 53.2億円

事業目的

産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

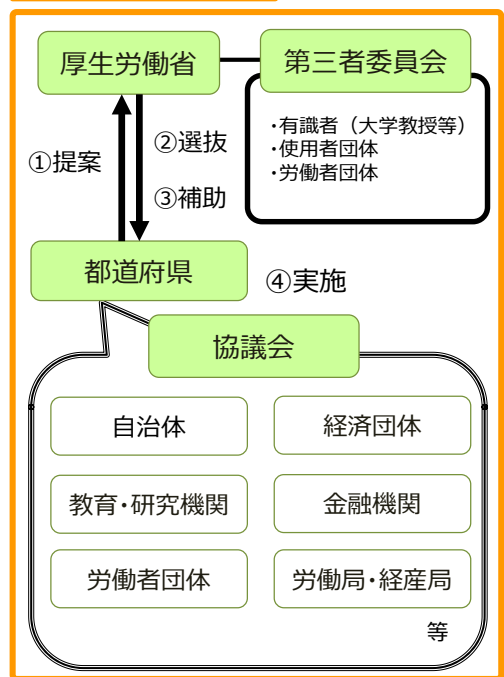
- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選抜。プランを選抜された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施
 - 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、実施
 - 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（雇用創造効果に応じて年間上限10億円※）
- ※中小企業の働き方改革に資する取組については年間上限12億円

事業内容

以下の取組により、都道府県が行う安定的な正社員雇用の創造のための独自の事業を支援

コース名	地域産業活性化コース	地域雇用活性化コース	
		中小企業特例	
事業費の 上限額	250万円 ×雇用創出目標数	150万円 ×雇用創出目標数	250万円 ×雇用創出目標数
支援 メニュー	<u>ア. 事業推進・基盤整備メニュー</u> 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備		
	<u>イ. 事業主向け雇用創造メニュー</u> 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等	<u>イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー</u> 専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングやICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用創出の取組の支援等	
	<u>ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー</u> 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施		
	<u>エ. 指定事業主雇用助成メニュー</u> ※全額国が支給 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に上乗せする形で助成する取組を実施		

事業スキーム



生涯現役促進地域連携事業の概要

31年度予定額 26.9億円
30年度予算額 18.6億円

背景

- 少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代（約660万人）が65歳に到達し、多くの人が企業を退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。
- 平成31年度は、「働き方改革実行計画」及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、地域の実情に応じた高齢者の多様な就業機会を確保するための協議会の設置を促進し、当該事業の実施力所を拡充（49→79カ所）する。

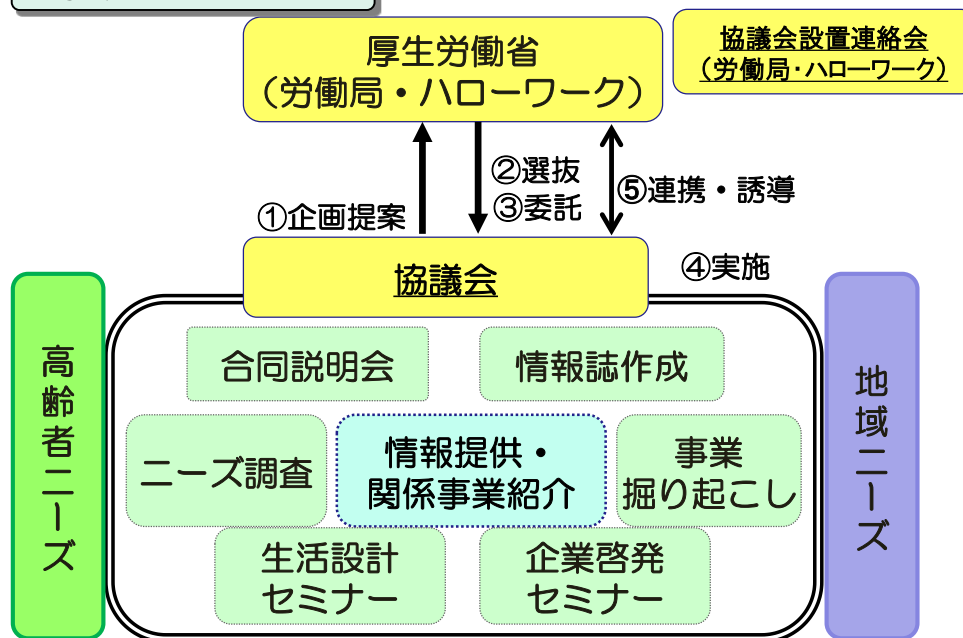
事業内容

①生涯現役促進地域連携事業

地方自治体が中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。

②労働局等における専門的相談・支援及び協議会設置連絡会の設置

事業実施スキーム



支援メニュー例

- ① 高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ② 高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③ 企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④ 高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤ 高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- ⑥ 高齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- ⑦ 高齢者向けの雇用・就業の場の創出

事業規模

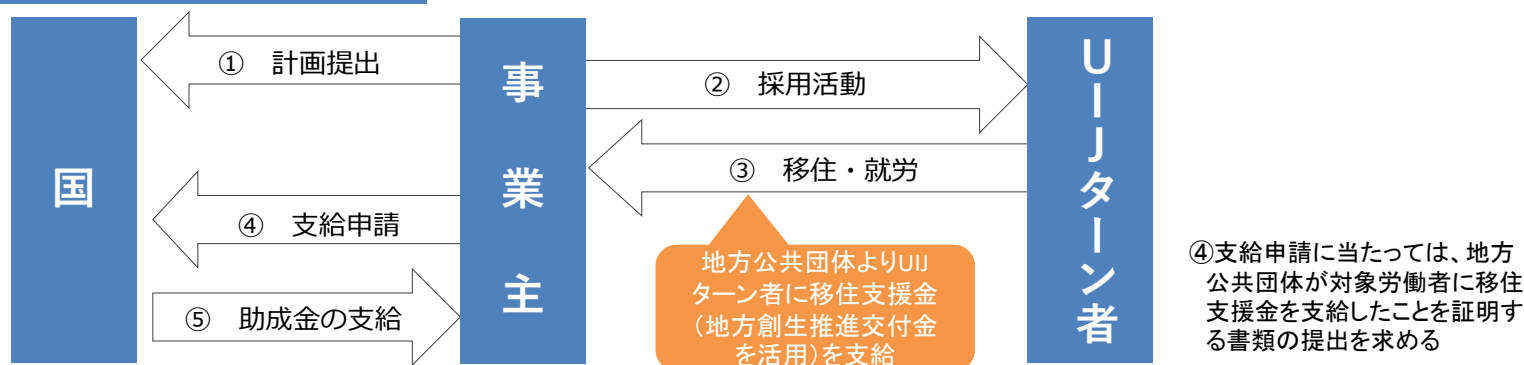
- 1カ所あたり各年度3,000万円程度
- 事業実施力所数：79カ所（49）カ所

事業実施主体及び期間

- 実施主体：協議会（地方自治体が中心となった合議体）等
- 事業実施期間：最大3年度間

- 東京一極集中の是正を図り、地方創生を推進する観点から、東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材の確保を図ることが必要。
- このため、内閣府の地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

支給までの流れ



助成の内容

対象事業主	東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域（※1）に所在する事業所において対象労働者を1名以上雇い入れた事業主
助成対象経費	対象労働者の採用に要した次の経費 ① 就職説明会等の実施に係る経費 ② 募集・採用パンフレット等の作成経費（※2）
対象労働者	地方公共団体から移住支援金（※3）の支給を受けた労働者（新規学卒者を除く）
助成額	助成対象経費に1/2（※4）を乗じた額（上限100万円）

- ※1 過疎地域自立促進特別措置法等の関係法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。
- ※2 地方創生推進交付金を活用したマッチング支援事業により支援する経費を除く。
- ※3 移住支援金は、地方創生推進交付金を活用して創設されたものに限る。
- ※4 中小企業以外は1/3

過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直しの主な内容

31年度予定額 153.1億円

30年度予算額 61.4億円

○時間外労働等改善助成金の支給

中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。

①時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成。助成率3/4(一定要件の場合(※注)4/5)。助成上限額200万円

②勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成。助成率3/4(一定要件の場合(※注)4/5)。助成上限額100万円。

③職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成。助成率3/4(一定要件の場合(※注)4/5)。助成上限額100万円。

④団体推進コース

3社以上で構成する中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に要した費用を助成。

助成上限額500万円(都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(10社以上)の場合、助成上限額1,000万円)。

(※注) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合 【31年度予定額: 6,261,208(3,501,528)千円】

○中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などについて、労務管理等の専門家によるワンストップ型相談支援や助成金の活用方法に関するセミナー等を実施するほか、

・都道府県域を超えて個別事業場に対するコンサルティング

・商工団体・市区町村の相談窓口への派遣

など、アウトリーチ型支援の機能・体制の強化を図る。

【31年度予定額: 7,625,743(1,546,447)千円】

○年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

年次有給休暇の取得促進等に向けた労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

①年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えた休暇取得促進に係る効果的な情報発信

②「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施

③特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及

【31年度予定額: 278,484(245,683)千円】

○長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的な支援

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方の見直しを一層促進することが重要であることから、労使への支援等を積極的に推進する。

①働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及(指標活用事例の収集、ポータルサイトの活用)

②生産性が高く、仕事と生活の調和のとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催

③働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

④業界団体等と連携したIT業界の長時間労働対策

【31年度予定額: 1,082,147(786,614)千円】

○勤務間インターバル制度普及促進のための広報事業

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する支援のため、①業種別導入マニュアルの作成、②勤務間インターバル制度や助成金制度の普及促進に資するシンポジウムの開催等を行う。

【31年度予定額: 64,043(58,927)千円】

キャリアアップ助成金について

31年度予定額 1,075億円

30年度予算額 921億円

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容		助成額 ※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）は大企業の額、下線は拡充予定部分
正社員化支援	正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用	①有期→正規：1人当たり57万円＜72万円＞（42.75万円＜54万円＞） ②有期→無期：1人当たり28.5万円＜36万円＞（21.375万円＜27万円＞） ③無期→正規：1人当たり28.5万円＜36万円＞（21.375万円＜27万円＞） ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28.5万円＜36万円＞（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ①：1人当たり9.5万円＜12万円＞（大企業も同額）、②③：1人当たり4.75万円＜6万円＞（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：1事業所当たり9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞）加算
	賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	①全ての賃金規定等改定： 対象労働者数が1人～3人：1事業所当たり9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞） 4人～6人：1事業所当たり19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞） 7人～10人：1事業所当たり28.5万円＜36万円＞（19万円＜24万円＞） 11人～100人：1人当たり2.85万円＜3.6万円＞（1.9万円＜2.4万円＞） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定： 対象労働者数が1人～3人：1事業所当たり4.75万円＜6万円＞（3.325万円＜4.2万円＞） 4人～6人：1事業所当たり9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞） 7人～10人：1事業所当たり14.25万円＜18万円＞（9.5万円＜12万円＞） 11人～100人：1人当たり1.425万円＜1.8万円＞（0.95万円＜1.2万円＞） ※ 中小企業において3%以上増額した場合、全ての賃金規定等改定：1人当たり1.425万円＜1.8万円＞加算 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり0.76万円＜0.96万円＞加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞）加算
処遇改善支援	健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施	1事業所当たり38万円＜48万円＞（28.5万円＜36万円＞）
	賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり57万円＜72万円＞（42.75万円＜54万円＞） ※ 対象労働者1人当たり、2万円＜2.4万円＞（1.5万円＜1.8万円＞）加算
	諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用	1事業所当たり38万円＜48万円＞（28.5万円＜36万円＞） ※ 対象労働者1人当たり、1.5万円＜1.8万円＞（1.2万円＜1.4万円＞）加算 ※ 同時に2つ以上の諸手当を導入した場合に、2つ目以降の手当1つにつき、16万円＜19.2万円＞（12万円＜14.4万円＞）加算
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施	1人当たり 3%以上：2.9万円＜3.6万円＞（2.2万円＜2.7万円＞） 5%以上：4.7万円＜6万円＞（3.6万円＜4.5万円＞） 7%以上：6.6万円＜8.3万円＞（5.5万円＜6.3万円＞） 10%以上：9.4万円＜11.9万円＞（7.1万円＜8.9万円＞） 14%以上：13.2万円＜16.6万円＞（9.9万円＜12.5万円＞）
	短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用	1人当たり22.5万円＜28.4万円＞（16.9万円＜21.3万円＞） ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満：4.5万円＜5.7万円＞（3.4万円＜4.3万円＞） 2時間以上3時間未満：9万円＜11.4万円＞（6.8万円＜8.6万円＞） 3時間以上4時間未満：13.5万円＜17万円＞（10.1万円＜12.8万円＞） 4時間以上5時間未満：18万円＜22.7万円＞（13.5万円＜17万円＞）